

鳥取県告示第640号

大栄町土地改良区が行う土地改良事業（大栄町土地改良区営土地改良事業大栄町土地改良区維持管理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成21年10月16日から同年11月5日まで
- 3 縦覧に供する場所
北栄町役場及び琴浦町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。